

# I 地方行財政関係

## 1 地域主権の確立

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)

### 【理由】

政府は、昨年12月に出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」を閣議決定し、事務・権限のブロック単位での移譲を中心に進めるとの方針を示した。

地方分権改革推進計画に基づく第1次一括法は、今通常国会で成立したものの、地域主権戦略大綱に基づく第2次一括法案は審議入りしていない状況であり、早期成立により、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲について、一層の進展を図る必要がある。

国と地方の協議の場の法制化が実現したことから、分科会の活用などにより、地方自治に関する現下の重要課題について、早期に実効性ある協議を進める必要がある。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 国の出先機関の原則廃止

- (1) 出先機関の原則廃止を基本とし、「アクション・プラン」に基づく移譲の類型ごとに、対象となる事務・権限や具体的な工程、財源・人員の移管の仕組み等を早期に明らかにすること。
- (2) 中国地方知事会では広域的实施体制の整備を検討しており、出先機関のすべての事務・権限を対象としたブロック単位での移譲が円滑に進むよう、新たな広域行政制度の在り方や財源措置の方策を早期に示すこと。  
また、移譲を検討する上で必要となる出先機関ごとの予算、組織、人員、事務・権限の具体的な内容等について、十分な情報提供を行うこと。
- (3) 一の都道府県で概ね完結する事務・権限については、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分けにおいて全国一律・一斉に地方自治体に移譲するとされたものにとどまらず、事務・権限の移譲項目を大幅に積み上げた上で、移譲年度を明記した工程案を早期に策定し、円滑かつ速やかに移譲を行うこと。
- (4) 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総枠を確実に措置するとともに、現行の組織・人員の徹底的なスリム化を図ること。
- (5) 国の出先機関廃止と密接に関係する直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。

## 2 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進

- (1) 第2次一括法案の早期成立を図り、地域主権戦略大綱に基づく措置を実現すること。
- (2) 地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直し及び移譲に係る項目を更に積み増すこと。その際、見直し等の工程を明確にするとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込むこと。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しについて、「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。特に、「従うべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、見直しを行うこと。
- (4) 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定等に必要な政省令の制定や、基礎自治体への権限移譲における施行期日の柔軟な設定など、地方公共団体の事務に支障が生じないよう、早期に適切な措置を講じること。
- (5) 条例委任に関連する国庫補助負担金について、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

## 3 国と地方の協議の場の実効ある運営

国と地方の協議の場の運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組や、社会保障と税の一体改革、更には地方自治法の抜本的改正など、国と地方の役割分担や地方自治に関する現下の重要課題について、法律に明記された分科会を活用し、政策の企画立案の段階から地方の意見を十分反映させながら協議を進めることで、実効性を確保すること。

## 2 地方税財源の充実確保

(内閣府、内閣官房、総務省、財務省)

### 【理由】

平成 23 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成 22 年度に比べて 0.5 兆円増額され、また一般財源総額については、前年度比 0.1 兆円増の 59.5 兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革の議論について、政府・与党が本年 6 月 30 日に決定した「社会保障・税一体改革成案」では、対象を制度化された社会保障 4 経費に限定し、地方単独事業が含まれていない当初の「社会保障改革案」に比べ、相当程度地方の意見が反映されたものとなっているが、一方で解釈の曖昧な部分があるなど、今後実質的な協議が必要となる課題も多い。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立することが必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 地方交付税等の総額確保と臨時財政対策債による措置の解消

平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

また、法定税率の引上げによる地方交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

#### 2 地方の役割を踏まえた社会保障と税の一体改革

社会保障の財源確保に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行い、地方の果たしている役割に応じて、地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、必要な財源を安定的に確保すること。

また、今後、国と地方の協議の場を継続して開催し、課題について丁寧かつ実質的な協議を行い、総合的な社会保障の全体像を明らかにすること。

加えて、地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費の抑制、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても出先機関の廃止など徹底的な行財政改革を行うべきであること。

### 3 地域自主戦略交付金

地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」となるよう抜本的見直しを断行することとし、その過程で、地方の理解を得るためのプロセスとして、国と地方の協議の場で双方が合意できる制度設計とすること。

その際、平成 24 年度に係る配分の方法や総額など制度の全体を速やかに示すとともに、透明性の高い制度とすること。また、客観的指標を用いた算定に当たっては、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮の割合を拡充し、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保すること。

また、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度の向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とするとともに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

### 4 国の経済対策に係る各種基金事業等の制度見直し

国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成 23 年度中とされているものの中には、対象事業が限定的であるなどの理由により、全額執行が困難なものもあるため、足下の経済雇用情勢を鑑みて、対象事業の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。